

RD最終処分場問題に関する  
環境省担当者との面談報告書

作成日	平成21年5月26日(火)
作成者	田村隆光

会議名	RD最終処分場問題に関する環境省担当者との面談
日時	平成21年(2009)4月9日(木) 14:00~16:00
場所	衆議院第二議員会館内 会議室
目的	RD最終処分場問題に関する法的解釈の理解について、環境省の見解を伺う
出席	<p>相談者：田村隆光・当座洋子・山口弘幸          同伴者：三日月大造衆議院議員          環境省：荒木真一(廃棄物リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室 室長)          中坪学一(廃棄物リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室 環境専門員)          土居健太郎(廃棄物リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐)          峯 勝之(廃棄物リサイクル対策部 産業廃棄物課 基準係長)          加瀬武之(衆議院調査局環境調査室 廃棄物リサイクル対策環境保健担当 調査員)</p>

質問	1. 特措法と廃棄物処理法との関係、特措法でどこまでのことができるのか？
環境省見解	<p>◎廃棄物処分場等に不適正なことがあった場合、廃掃法で措置命令をかける(行為者にさせる)が、業者がいなくなったり、資産が乏しい、破産してしまった等で、対策が実施できなくなり、放っておくと、生活環境保全上の支障が抑えられなくなるため、行為者に代わって行政が代執行を行う。</p> <p>◎代執行にはお金(税金)がかかるので、国のほうでも支援しようということしてきたものが、産廃特措法である。(H10年6月16日以前の事例に対して支援しようという法律で、H15年に施行され10年間の時限立法である)</p> <p>◎特措法の適用を受けたい自治体は、生活環境保全上の支障を取り除くための実施計画を作り、環境大臣から同意を受ける必要がある。</p> <p>◎生活環境保全上の支障については、自治体が支障を定めその支障を防止するための対策と目標(環境基準クリア)をたてる。環境省が、生活環境保全上の支障や支障除去の方法等、さらには達成すべき目標について、基本的には意見することはない。(提出された実施計画が専門家からみて妥当かどうかは判断する)</p>

質問	2. 特措法では、許可量オーバーについてはどうなるのか。
環境省見解	<p>◎処分場の場合、許可量をはるかに超えて埋めたり、許可されていないものを埋める等、よくある事例。          例えば、許可量の3倍を超えて埋めていたため、崩落の危険や地下水汚染などの生活環境保全上の支障があると自治体が判断し、「封じ込め」という対策を選択した場合、その対策で支障が抑えられるという技術的な判断が専門家からされるのであれば、それで特措法は受けられる。</p> <p>◎住民からみると、安定型処分場に許可品目以外のものを埋めているから“元に戻せ”となるだろうが、特措法では、“許可量を超えているから取り除かなければならない”とか、“安定型だから元に戻せ”とは、法律ではなっていない。あくまでも、生活環境保全上の支障を除去する、または、その恐れを防止するという措置としてやるだけである。</p> <p>◎現在、産廃の不法投棄の残存件数は全国で約2000件ある。いまのところ支障がないと判断されているが将来的にはわからない。支障や恐れが大きくなれば対処する必要はあるが、古い事案(H10年6月16日以前)については特措法で対応し、新しい事案については廃清法の中の基金で対応していく。</p>

	<p>◎処分場が稼働しているときに、許可量を超えていれば「改善命令」を発令して改善させるのが普通。改善しなければ業務停止して新たな搬入を阻止すべき。</p> <p>◎「許可量を超えたものは出せ」ということは、許可量を超えたために“崩壊する”とか“飛び散る”とか、生活環境保全上の支障の除去として、選択肢としてはある。</p>
--	--

質 問	3. 処分場の許可の取り消しとは？ その後の法制度は？
環境省 見 解	<p>◎もともと悪徳な廃棄物業者や暴力団等を排除するため「欠格要件」を強化してきた。昔の法律（H18）では、「施設の許可を命ずることができる」となっているが、H15年の改正で「許可を取り消さなければならない」という規則になった。この欠格要件の中に「破産者」も入れた。したがってRD社も当てはまった。</p> <p>◎RD処分場は、滋賀県が許可した施設だが、「欠格要件」というのが廃掃法で決まっている。この要件に入っているものは設置者として認めないということで、「欠格要件」を満たしたため「許可の取り消し」をしなければならない。RD社の場合は、「破産」したことで欠格要件を満たした。（H20.5.28 許可の取り消し）</p> <p>◎破産の場合は、裁判所での手続きがある。その手続きで、そのタイミングで破産をしたのか。また県がどの段階で確認したのか。それに基づいて処理が行われる。普通そこに意図は入らないが、今回の場合、何月何日に裁判所が破産の確定をしたのか、見てみないと分からない。</p> <p>◎RD最終処分場は、産廃処分場としての許可施設ではなくなったということ。廃掃法の中では許可施設にいくつかの義務を課しているが、その中で「維持管理基準」というのがある。RD処分場は許可施設ではなくなったが、今回の事案では県がRD社および佐野元社長に措置命令をかけているので、措置命令を履行していかなければならないという義務はある。</p> <p>◎廃棄物由来で汚染された土壌がそこにあると分かっている場合は、廃掃法の範疇で対応する。措置命令も廃棄物で汚れていると分かればそこも含めて支障の除去をなさいということになる。“由来”かどうか判断基準となる。</p> <p>◎措置命令をかけているから、その範囲の中での行政代執行となる。</p>

質 問	4. 廃止基準について
環境省 見 解	<p>◎「廃止」というものは許可施設に対する制度であり、許可施設でなくなれば「廃止」というものはなくなる。</p> <p>「廃止」という制度は、許可施設において設置者が、問題のないように維持管理をしていくというのが義務である。埋め立てて安定してくればこれ以上維持管理をしなくてもよいという時期が来る。もうこれ以上維持管理しなくてもよいと県が判断した場合、その義務が免除されるというようなものだから、廃止制度の路線からはずれたということ。</p> <p>◎ガスについては、ほとんど発生しないか、2年以上増加しないということ。BODなんかと違って明確な基準はない。というのは、気象条件や気圧の関係等で明確に発生していなくても排気管あたりから気体の出入り等もあることから明確にできないということがある。</p> <p>◎地中温度については、周りの温度と差がないこと。20度未満の温度差であれば異常な話ではない。</p> <p>◎BODについては、微生物で分解できているかどうかビンの中に入れて5日間測る。CODは酸化剤で酸化させるので短い時間で測定できる。廃止基準は、維持管理しなくてもよくなったということなので、それまで、じっくりモニタリングしてもらえばよいので、CODをわざわざ測らなくてもBODでしっかり測ってもらえばよい。</p> <p>◎有毒ガスについての規制は、安定型にはそもそもそういうものは入ってこないというのが前提だから、測定方法等その他、廃掃法には出てこない。ベンゼンなど</p>

	<p>でも出ている数値の基準ではなく、風向きや家屋までの距離など、生活環境保全上の支障の影響を判断するものである。</p> <p>◎この事案については既に許可が取り消されており、安定型処分場としてではなく、不適正事案、不法投棄事案という判断となる。よって、安定型処分場の検査方法を適用するのではなく、不適正事案、不法投棄事案ということで、どう支障を抑えるかということになる。</p> <p>◎「最終処分場跡地地形質変更に係る施行ガイドライン」については、専門家でもとめたものであるが、処分場ですでに維持管理基準を卒業しているものについては、安定はしているが、ほじくり返したらまた影響が出ることもあるので、都道府県知事に許可を受ける際の判断基準として作った。</p> <p>今回の事案で考えると、許可を取り消されて産廃処分場ではなくなった。措置命令、代執行が執行され、適切な対応がなされた後には、「指定区域」という分野には入ってくる。現段階では、措置がされていないので「指定区域」ではない。</p>
--	--

質問	5. 最終処分場として許可が取り消されたら、掘削したものは元には戻せないのか？
環境省見解	<p>◎基本的には、廃棄物は廃棄物処理施設で処理しなければならないということになっている。廃棄物処分場以外は、“普通の土地”であるため、そこに埋めると“不適正な処理”になってしまうので、原則として、それはできない。</p> <p>ただ、措置命令がなされなければ代執行ということになるので、その際、どういう措置がというのは個別の判断、事案ごとに見ていくということになる。</p> <p>◎原則としては、新たに埋め戻すことはできないが、過去の事案として「成形」というような規模の行為による廃棄物の移動は認めてきた経緯がある。</p> <p>滋賀県の中で、実施計画の中でやられるのであれば、個別にご相談をいただければ、絶対できないとは申し上げない。</p> <p>◎成形という行為は、まず区域内のものであること。有害性がないことを確認する。(有害なものがあれば処分する)</p> <p>新たな支障は絶対に起こさせない措置だということを前提に相談して認めてきたことは過去にある。</p>

質問	6. 県の責任を明確にできないか。
環境省見解	<p>◎他の事案の実施計画書の中の行政対応の検証を見ていただくと、以外に厳しい。</p> <p>県が自ら“悪いことをしました”とそう簡単には書けないが、ただ反省をしなければならないという意味では、かなり自分を洗い出すことになる。</p> <p>過去に何をやってきたのかを全部、それが住民の目にさらされるということがものすごく意味がある。これをしっかり実施したところと、やらなかったところを比べるとはるかに認識が違う。県のまちがいをしっかりと実施計画書に書かせることが重要。これは地元の人の気持なので県に強く求めるべき。私たちや専門家の目からも行政対応については検証するので、その中身が他の事案と比較して足りないということであれば書き直してもらっている。この部分はある意味でハードルは高い。</p>

質問	7. 有害物の除去について
環境省見解	<p>◎特措法の世界で、「封じ込め」というのは、100%除去できないから封じ込める。もちろんできないことはないがお金がかかるということになる。</p> <p>◎封じ込めの措置をとる場合、一番多いのはトリクロロエチレンとかテトラクルルエチレンなどが浸出して地下水を汚してしまう場合、汚れた地下水を汲み上げて処理してある程度きれいにするというやり方もある。もちろん、濃度の濃い部分を取り除いた事例もあるが…。</p>

	<p>◎有害物を「100%除去しろ」ということは、結局「全部掘削しろ」ということになる。全部除去しなくてもある程度の安全は確保できるはず。全量に近い撤去となると住民の税金を抑えるということもできなくなる。簡単にいえば、お金がいくらでもあれば全部とることも一つの選択肢であり、我々もダメと言うつもりはない。結局、県と住民との信頼関係になる。</p> <p>◎遮水壁も技術的にいえば何十年はもつはず。コンクリートが心配なのであれば、モニタリングによるチェックしかない。</p> <p>◎100%取り除くのは無理でも、掘削によって有害物を探し出し除去することについては、特措法はあくまでも「支障の除去」が目的であるから、出来るともできないとも言えない。支障の除去の方法として一番楽なのは、何もしないで封じ込める。その対策で支障を止められると専門家が判断したらOKである。しかし、濃度の濃い部分もある、揚水してもなかなかきれいにならない。だから地下水の汚染発生源の濃い部分を除去し揚水すれば地下水がきれいになる。このような選択をしているところもあるので、駄目だともいえない。選択肢の一つ。</p>
--	--

質 問	8. 粘土層の修復について
環境省見解	<p>◎どこがどう破れているのかわからないので、100%望むことはできないと思うが、できない措置だとは思わない。</p> <p>◎措置をするときに、廃棄物を飛ばないように置いておくことを技術的に詰めておく必要がある。結構、お金のかかることである。</p> <p>◎大きく破れているところだけを修復することも一つの選択肢だ。</p> <p>◎粘土層修復の事例がないので難しい。(環境省は事例がないとのことだったので、H10年に県がRDにさせた実例があることと、県が効果を評価していることを環境省に伝えた。)</p>

質 問	9. 総水銀について
環境省見解	<p>◎あまりよく把握していないが、資料から判断すると県は調査している。原因が何なのかを詰めていくことが大事。県に確認するようにお願いして。違うところが原因なら、RDの事案として処理しても良くなる。</p> <p>◎重金属系の総水銀やヒ素なんかは、地下水に出たときに原因究明するのが難しい。</p> <p>◎処分場の下流で出ているのなら、上流で2点ほど測ったり、周りで測ったりすることが必要。</p> <p>◎地下水の流れが、上流から下流（南東から北西方向）へ流れている状況の中で、上流は出ていないが、下流の市No.7、No.3で総水銀やシス1.2ジクロロエチレンなども出ているということは、処分場を通っていると考えられる。原因として可能性が高い。</p>

質 問	10. 覆土について
環境省見解	<p>◎支障の除去のための覆土は、目的があって覆土する。成形のためであったり目的に合ったものであるのかということ。シートでもよい。</p> <p>◎土壌を洗いたいのか、地下水に溶けやすいものを取り除きたいのか、何をきれいにしようとしているのか県に確認すべき。</p>

※この内容については、当座さんのメモを参考に作成しました。

